

5 世児支第 5 3 0 号  
令和 5 年 1 1 月 2 8 日

社会福祉法人青少年と共に歩む会  
理事長 井上 仁 様

世田谷区子ども・若者部長 松本 幸夫

令和 5 年度児童自立生活援助事業一般指導検査に係る  
施設調査書の提出について（依頼）

日頃より区政運営にご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

世田谷区では、児童相談所設置市として、児童福祉法第 3 4 条の 5 に基づく、児童自立生活援助事業に係る指導検査を実施しております。

つきましては、一般検査実施に伴い、実地検査の資料とするため、下記のとおり施設調査書を作成いただき、ご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 調査書記入上の注意点

( 1 ) 調査書の作成時点は、原則として令和 5 年 4 月 1 日現在とします。

ただし、会計経理関係は、令和 4 年度決算時点となります。

( 2 ) 本調査は、次のような用途に用いますので、予めご承知おきください。

区民等より情報開示請求があった際、個人に関する情報等を除き開示する場合があります。

区関係各課からの情報提供の依頼があった際、本調査書を提供する場合があります。

指導検査の実施にあたり参考図書とするほか、公認会計士等に貸し出し、分析を依頼する場合があります。

2 提出書類

「施設調査書(自立援助ホーム・詳細版)」、「施設調査書(自立援助ホーム・概要版)」

各 1 部

( 内訳 )

自立援助ホーム経堂憩いの家

自立援助ホーム祖師谷憩いの家

自立援助ホーム三宿憩いの家

3 提出期限

令和 5 年 1 2 月 2 8 日 ( 木 )

#### 4 作成・提出方法

- ( 1 ) 添付の施設調査書 ( 2 種類 ) について、**施設ごと**に内容をご記入ください。
- ( 2 ) ご記入いただいた調査書は、**メールまたは郵送にて**ご提出ください。

#### 5 提出先及び問合せ先

〒 1 5 6 - 0 0 4 3

世田谷区松原 6 - 3 - 5 ( 世田谷区役所梅丘分庁舎 2 階 )

世田谷区子ども・若者部児童相談支援課 山口・朝田

電 話 0 3 - 6 3 0 4 - 7 7 4 5

F A X 0 3 - 6 3 0 4 - 7 7 8 6

メール [sea03648@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:sea03648@mb.city.setagaya.tokyo.jp)